

『自転車の少しの違反が重大事故に』

自転車の113の違反行為に対して青切符が切られる改正道路交通法が、来年4月から施行されます。今、中学3年生の私たちは、その時は高校1年生です。きっと高校へ自転車通学する人も多いでしょう。

だからこそ、このルールについて、人ごとではなく、自分のこととして考えなければなりません。113の違反行為の中で特に気をつけなければならないのが携帯電話（スマートフォン）のながら運転だと思います。

これは街中でもよく見かけます。人と衝突し、死亡させてしまうかもしれない危険な行為です。違反すると1万2000円の反則金を納めなければなりません。

「反則金を取られるから違反しないようにする」。こう考えるのも当然ですが、「少しの違反が重大な事故につながるかもしれない」という意識を持つことが重要です。自転車に乗る機会が増えるこれからは、その意識を忘れずにいたいです。

3年生 M・M （2025. 6. 3 毎日新聞）